

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 人 材 政 策 室 1頁

お 知 ら せ

平成20年12月2日付け三重県公報第2041号に「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年十二月二日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十七号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように

改正する。

第十二条第二号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年五月二十一日から施行する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社